

告 示

埼玉県告示第千四百五十五号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―三一―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字北袋字中谷四百三十九番三外二十筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 四百六十二・六七立方メートル